

2023年4月26日

社債権者各位

ユニゾホールディングス株式会社

## 社債期限の利益喪失に関するお知らせ

弊社は、本日(2023年4月26日)付にて東京地方裁判所に対して再生手続開始の申立を行いました。これに伴い、下記各社債は期限の利益を喪失することになりましたので、各社債要項第15項及び弊社定款に定める電子公告の方法により、この旨お知らせいたします。

### 1 期限の利益の喪失及び償還期日の到来

下記各社債は、弊社の本日付再生手続開始申立てに伴い、各社債要項第14項第(5)号に基づき期限の利益を喪失し、本日をもって償還期日が到来しました。

	社債名称	払込日	償還日
1	ユニゾホールディングス株式会社第3回無担保社債	2016/5/26	2023/5/26
2	ユニゾホールディングス株式会社第5回無担保社債	2016/11/29	2023/11/29
3	ユニゾホールディングス株式会社第8回無担保社債	2017/5/29	2024/5/29
4	ユニゾホールディングス株式会社第11回無担保社債	2017/11/28	2024/11/28
5	ユニゾホールディングス株式会社第6回無担保社債	2016/11/29	2026/11/27
6	ユニゾホールディングス株式会社第9回無担保社債	2017/5/29	2027/5/28
7	ユニゾホールディングス株式会社第12回無担保社債	2017/11/28	2027/11/26

### 2 今後の見通し

- 今後は、東京地方裁判所及び同裁判所から監督委員に選任された加々美博久弁護士の監督の下、スポンサー支援に関する基本合意を締結した日本産業推進機構グループの支援を受けつつ、事業の再生に向けて全力で取り組む所存です。
- 弊社は、株式会社証券保管振替機構(以下「保振」といいます。)の一般振替制度を利用して社債を発行しておりますが、当社において、直ちに且つ正確に、現在の社債権者様を把握することができないため、継続して保振及び口座管理機関に対して情報の提供を依頼しつつ、今後、社債権者の皆様に対しても情報提供のお願いをして参る所存です。
- 上記情報提供のお願いのほか、本民事再生手続の遂行にあたり、債権届出書の提出方法等、裁判所及び弊社から社債権者の皆様に対するご連絡をさせて頂く必要がございます。これらのご連絡につきましては、改めて弊社ホームページにてご案内致しますのでご確認下さい。
- 当社において、再生手続開始決定日時点における社債権者様を正確に把握できた段階で、本再生手続開始申立に至った事情、グループ法人を含めた会社の状況並びに今後の再生手続の概要等についてご説明すべく社債権者の皆様を対象とした説明会を開催させて頂きたく存じますので、その際は何卒ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【本件お問い合わせ先】

ユニゾホールディングス株式会社 コールセンター

電話番号 03-5484-7135

受付時間：月～金（祝日は除く） 午前9時～午後5時